

# CMS Letter

日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 49

2016年3月

日本色覚差別撤廃の会事務局

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 かわさき市民活動センター気付

FAX 044-788-3509 HP <http://nodaiweb.university.jp/cms/>

専用メール [cms@nodai.ac.jp](mailto:cms@nodai.ac.jp)

## 平成28年度

### 日本色覚差別撤廃の会 総会案内

期日・時間：平成28年6月12日（日）午後1時30分より  
（開場1時15分 4時終了予定）

場 所：かわさき市民活動センター 会議室  
神奈川県川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 電話：044-430-5566

予 定：第一部 総会  
第二部 意見交換

アクセス：最終ページをご覧ください

\* 同封のはがきにて出欠のご返事を4月末までにメッセージとともにお寄せ下さい

## 日本色覚差別撤廃の会総会へご出席を

会長 井上 清三

「学校色覚検査実質再開」を目論む日本眼科医会等の圧力で文科省は一昨年来たて続けに局長通知と事務連絡を各教育委員会に出し、色覚検査廃止の改正省令（2002年）と同時に出した局長通知（希望者には実施する）の周知徹底を図りました。それを受けての2016年度の各学校の取り組みが心配です。このことに関して、その都度会では反対の声を上げてきました。「学校色覚検査が色覚差別の温床」です。これをしっかり主張できるのは、当事者である私たちではないでしょうか。当事者一人ひとりの声が今必要です。ぜひ総会にご参加ください。

今年度の総会は、緊迫している情勢を考え、会員の繋がりや思いを密にする意図で定例の総会審議の後に講演に代えて会員同士の意見交換の場を作りました。その話し合いの資料の一つにアピール文を用意しました。有意義な場になるようよろしくお願いします。

## 「十人十色」の共生へ ～ 色覚差別の論理と心理

荒 伸直

学校現場でいま、色覚の一斉検査が続々と異界から甦りつつある。

発端は2年半ほど前の報道。日本眼科医会は13年9月、会員が受診者に聞き取った調査結果を記者発表、各紙に「色覚異常 気づけず後悔」「進路、直前に断念も」など扇情的な見出しが踊ったのだ。

児童・生徒への色覚検査は大正期より14年前まで80年余り、全国で制度的に実施されてきた。多彩な水玉模様から所定の文字を読み取らせるおなじみの冊子（石原式色覚検査表）を使うが、過度に検出するマス・スクリーニングとして、特に支障などない大半の者にまで「異常」の烙印を押し続けてきた。むろん「事前の同意」などなく、プライバシー不在の行列、事後のフォローも不明、級友の好奇のまなざしと嘲笑のささやき。本人に残るのは無用のトラウマと葛藤のみである。医学部志望を断念した高2の冬の記憶は、いまでも消えることがない。

これら深刻な弊害に対する批判を背景に、文科省は進学・就職上の制度的バリアを順次撤廃、03年度には「大半は支障なく学校生活を送ることが可能」として、定期健康診断の必須項目から色覚検査を削除した改正規則を施行。児童・生徒全員が校内で集団的に検査を強制されてきた歴史は、制度上ついに幕を閉じた。当事者の有無に拘らぬ、誰もが見分けやすいユニバーサルな色使いの実践こそが第一となった。

しかしいま、新たな逆コースがはじまっている。眼科医会は制度改正後も一貫して復古を高唱・奨励してきたが（同会機関誌『日本の眼科』07年2号など）、全面復活の照準としたのは、一斉検査廃止時の小4生が高校卒業を迎える10年後。「実態調査」を実施して、「色覚に係わるトラブルの増加」など想定の結果を扇動することだった。ちなみに調査結果に目を通してみると、色覚を理由に就職が「不合格」となったとの報告例はなく、自ら「断念」した事例が数件あるのみに過ぎない（同誌12年10・11号）。

その後も文科省当局や有識者検討会への要望・介入など、執拗な「働きかけ・・・の結果」（会長メッセージ）、文科省は14年4月の局長通知（「その他」欄）で、引き続き「事前の同意」を建前とはしつつ、「積極的に周知を図る必要がある」など色覚検査の奨励・促進を鮮明に打ち出した。続く所管課からの「事務連絡」では、校長名で全保護者へ配布し回収する「検査申込書」のヒナ型までも提示、「同意」の誘導を図っている。無形の同調圧力もはたらく中で、断る保護者など一体どれほどいるだ

ろうか。一斉検査が廃止されるに至った「過去に目を閉ざす者」ではないか。

色覚に差異のある当事者はほとんどが男性で約20人に1人、一人ひとり差異も多様とはいえ、赤と緑の間で見分けにくい色合いが一部あるものの社会生活上とくに支障のないケースが大半だ。色覚当事者ながら網膜視細胞の研究で多くの業績をあげてきた元医学部教授（村上元彦・故人）は「入学試験のときに暗記して通り抜けたあの石原表は一体なんだったのだ！」と糾弾している（高柳泰世『つくられた障害「色盲」』）。また色覚の違いを自覚している本人もじつは少なくない。

しかし「色盲」との旧来の呼称も手伝い、「色が見えない」「信号機の見分けがつかない」といった粗忽な臆断に長年さらされてきた。また、自身には発現しないが子には時に遺伝する「保因者」は女性の1割におよび、世間の遺伝への根強い優生意識から、婚姻などで今も心ない排斥が残っている。このような偏見や差別をとりわけ助長してきた草の根の温床が、まさに校内一斉の色覚検査に他ならなかった。

眼科医会は発表資料で、「自覚」のない生徒が「就職・進学に際して被害を被るケースが増え」る懸念を喧伝していたが、いくら早期に検査し発見したところで、門戸を閉ざしたままの一部就職先への志望が叶うわけなどない。自らの機微情報を「知らされない権利」（世界医師会）にも不明な、古色蒼然たる上から目線のパターンリズムではないか。厚労省はつとに規則改正で雇入時の色覚検査を廃止したが（01年7月）、この社会的障壁は広範に漫然と残存している。「被害」を産み出してきたのは、眼科の色覚検査への幻想や浅慮、刷り込まれた差別意識に自覚の欠けた一部の目医者や事業者ではないか。眼科医会は昨夏以降も、職業選択の自由にも触れそうな宣伝ポスターや指示的な「見解」を、各地の医療機関や教委事務局へ配布、あくなき執着・煩惱の露出ぶりはもはや脱帽モノである。

「検査はおしなべて善」という世間の通念は、こと色覚検査では素朴な予断に過ぎない。必要な検査があるとすれば、規則改正時の労基局長通知が提示していた「各事業場で用いられている色の判別が可能か否かの確認を行う等にとどめる」ものだろう。それも改正障害者雇用促進法（13年6月公布）に規定された所要の「合理的配慮」を十分に施したうえで。

色覚検査はもとより本人の治療とは無縁の代物、社会防衛上の選別・排除の利器として生まれた。それも列車事故のエビデンス不明な原因推定を母体に。ヒトの色覚は文字どおり「十人十色」、互いの差異・多様性を認め合う寛容な人の世は、いまだに遠く望みえないのだろうか。

\* \* \* \* \*

公益社団法人 全国人権教育研究協議会 広報誌 月刊「同和教育」『であい』第 647 号（2016 年 2 月 25 日）掲載の文章を、同会の許可を得て掲載しました（編集部）

## Mさんへの手紙

井上 清三

当事者である高校生Mさんから会にメールが届きました。早い時期に自分の障害について理解することが日常生活や将来の夢のためによいのではないかと、検査を学校で行うべきだ、とのご意見でした。これに対して井上が出した返事を、一部修正して紹介します。（編集部）

丁寧なメールありがとうございました。  
私は色覚差別撤廃の会の井上と申します。

Mさんが言う「色覚の差異（私たちはこう呼んでいます）を自覚していれば日常さほど困ることはない」という趣旨の話に同感です。ホント「オレ、ちょっと色に弱いんだよな」と周りに言えるぐらいのものなんですね。（「ちょっと舌の感覚悪いんだよ」とか「匂いに鈍感なんだよね」とか「耳が遠くて…」と同じことじゃないでしょうか）

そういうことについて取り立てて「日本色覚差別撤廃の会」なんて言う仰々しい会を作り「学校色覚検査反対」なんてと驚くのは無理ありません。

私の話をします。

私は今64歳です。60年近く前の子ども時代のことです。突然担任教師の前に並びように言われ、水玉模様が円の中にいっぱい入った図になんというひらがなが書いてあるか言えと言われたんです。石原式検査表です。当然のように級友達が答える中私一人だけが分かりません。「おまえはフランス人か？」と先生に冗談を言われみんなで大笑いしました。私も笑い、心の中で呆然としました。検査表に「色盲」と書かれ、親に見せたら「おまえがちゃんとしてないからだ。」と怒られました。色覚の差異についての知識などまったくありません。親にもありません。色の識別についてもまったく変だという自覚がありません。その時やれた事は、色覚当事者であるということを心の奥底に詰め込んで封印してしまうことだけでした。そのまま中学・高校に進学し、大学受験の時に進学・就職制限があることを知りました。私たちの頃はたくさん制限がありました。いろいろありましたがなんとかすり抜けて進学・就職することができました。でも、自分の心の中に封印してある色覚当事者である事実は誰にも言えませんでした。その封印することで、当事者である自分もまた色覚の差異に対して差別・偏見を助長させていたんだと思います。45歳まで私の妻にさえ言えませんでした。封印が融けたのはこの会の名前が新聞に載って会の総会に出席したからです。私と同じような経験をした人がたくさんいました。中には自殺未遂までしてしまった人、検査をしたところで治らないし遺伝するということから保因者である親の悩みも数多く聞きました。そんな話を聞いている内に、これはなんとかしなければならぬと思ひ会に入会し今にいたっています。

こんなに多くの差別・偏見が出てきたのはどうしてかと考えると、やはり一番には学校色覚検査にあるのではないかと気づきました。（石原式検査表が出来、徴兵検査で使用することになったこと。その後学校で実施されるようになったこと。詳しい歴史についてはホームページをご覧ください）学校での色覚検査は、石原式検査によるマス・スクリーニング（集団的ふるいわけ）として行われ、インフォームド・コンセントの欠如、プライバシー保護の甘さ、事後フォロー（カウンセリング、学習・進学上の配慮など）の不足等の弊害があり、私がずっと持っていた笑っちゃうような劣等感や偏見を与えてしまうようです。

そういうことを訴えて行く中で、数多くの制限が撤廃するようになり、2001年には就職時の色覚検査制度が廃止されました。眼科的な診断ではなくその職域上必要な具体的な色彩識別能力で適職か否かを判断するということでしょう。それに続いて2002年の学校保健法施行規則の改正で学校色覚検査制度が廃止になりました（希望者は検査できることとしましたが）。その廃止の理由としては、学校内での色についての配慮をすることで教育上支障がないということがあげられました。私は小学校教員だったのですが、まだまだ不十分ですが色についての配慮はだいぶなされるようになっていきます。

確かにMさんの言うように、未だに就職制限をしている職種があります。しかし、私たちの就業上の能力は眼科的な診断で測ることはできません。その職種に求められる具体的な識別能力をみるものでなくてはならないと思います。また、社会安全のために障害者に対しての門戸を閉じる事は障害者差別に繋がることだと思います。今年の4月から「障害者差別解消法」そして「改正障害者雇用促進法」も施行になります。根拠のない制限はなくなって行く方向にあり、当事者はどんどん主張していけばいいと思っています。Mさんはウェブデザイナーを目指しているということですが、是非あきら

めないで頑張してほしいと思います。

Mさんは「色覚検査」の必要性を言っています。しかし、私たちは「色覚検査」に疑問を持っています。

色覚検査は治療や予防にはいっさい役に立ちません。単に選別を目的にしたものです。それにも関わらず、眼科医が関与しているので、根拠なく有意義と思込まされているのではないのでしょうか。それを使って漫然と根拠なく選別の基準にし、当事者を不当に差別しています。(職業制限等)どうしても制限が必要ということもあるかもしれませんが、しっかりした根拠のある合理的な範囲にするのが適当ではないのでしょうか。反対に、当事者個人が「努力」して不当な差別に「適応」することではないと思うのです。

Mさんには自然に自覚できる環境があって幸せでしたね。でも、その環境がなくある日突然「おまえは色覚異常だ」と言われた時の自分ならどうでしょうか。無自覚な親だったらどうでしょうか。医学的な検査をやって当事者を脅かすんじゃなくて、社会的な風潮が「オレ、ちょっと色の識別が弱いんだよな」と軽く言えるようにしたいと思いませんか。そのためには、そうなることを阻止している壁(私たちは「社会的バリア(障壁)」と言っています)を取り除くのが先ではないのでしょうか。日常生活でほとんど支障がなく自覚しない程度であっても「色覚異常」として選別する色覚検査の廃止、それに基づく根拠のない不合理な進学・就職制限の撤廃、カラーバリアフリーの普及、そしてそして「人間にはいろんなやつがいて、色に弱い奴もいる」という共通理解もね。

日本色覚差別撤廃の会 井上清三

## 日本眼科学会と日本眼科医会へ抗議文を送付しました

両会が都道府県・政令指定都市教育委員会に対して送付した「学校における色覚検査に関する見解について(依頼)」について、抗議文を送付しました。下に日本眼科医会への抗議文を掲載します。日本眼科医会にも同文の抗議文を同日送付しました。

2016年1月17日

日本眼科学会  
山下英俊 理事長

### 「学校における色覚検査に関する見解について(依頼)」への抗議

日本色覚差別撤廃の会  
会長 井上 清三

本会は、「色覚異常とされた者の有する能力が正当に評価され、その社会生活が向上すること」を目的とし、色覚の差異を持つ当事者の団体として、長年にわたり活動しています。

この度、貴会は「学校における色覚検査に関する見解について(依頼)」(以下『見解』と表記)なる文章を都道府県・政令指定都市教育委員会に対し送付し、各学校において色覚検査を推進するよう依頼しています。また、一部の県では各学校宛に直接その文書とともにポスター『色覚検査のすすめ!』を送付している実態もあります。このポスターは、「色覚の異常の程度による業務への支障の目安」として多数の職種が列挙されたもので、その内容は根拠なき独断に満ちたものであり、色覚の差異に対

する偏見を助長するポスターで当会から回収の要求をしているものです。私たちはかかる行為と『見解』の内容に対し強い憤りをもってあらためて抗議します。

## 学校が色覚検査の強制をすることになる

『見解』では、学校が検査希望調査表を保護者に配布し希望者を募ることを促しています。学校の健康診断は児童生徒が学校生活を支障なく送ることができるかどうかを把握することが目的です。2003年に健康診断の検査項目から色覚検査が削除された際にその理由として「色覚検査で異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきている」とされています。色覚の差異は本来そのようなものであり、健康診断の目的からも色覚検査は学校では必要ないものです。

保護者が自発的判断で個々に学校へ相談される場合には、学校は誠意をもってそれに応えていく。これがあるべき姿です。全員に希望調査表を配布し希望を募るというやり方は、「学校として実施する」ということがもつ強制力と集団がもつ同調圧力によって強制という歪な状況を生むことになり、保護者の希望を前提条件としている局長通知の趣旨からさえも程遠いものです。

## 色覚検査は遺伝子検査の性格をもっている

保護者が、検査を希望するかどうかの判断をするためには、色覚検査がどのような性格をもった検査であるのかを正しく丁寧に説明し納得の上で希望するかどうかを判断してもらうことが何より必要です。しかし『見解』による各学校が活用するように依頼している「希望調査書の例」の文中に色覚検査の肝心の性格についてはまったく触れていません。これでは意図的に本質を隠して「とにかく受けなさい」と言わんばかりの文章となっています。

色覚検査は遺伝子検査と同じ重みをもつ検査です。日本の社会では遺伝への偏見・差別や優生意識の根深さが、婚姻をはじめ様々な困難や不幸をいまだに招いているのが現状です。検査で「異常」という結果を突き付けられた当事者とその親は、職業選択のみならず様々ないわれなき重荷を背負うこととなります。色覚の差異は、母親の遺伝子をその男子が引き継ぐことから現れるものが大多数です。検査結果はそのことを明らかにすることになります。

色覚検査は丁寧なインフォームド・コンセントと十分なフォローが求められる行為であり、そのことから専門医が医療機関において実施すべきものです。学校がその任を負うことは出来ません。私たちは、2003年の色覚検査削除の際に出された文科省「局長通知」は希望者とはいえ色覚検査を学校が実施する余地を残し、問題があるとして通知の撤回を要求してきました。それを放置してきたことが今日の状況を招いたものであり責任の一端は文科省にあります。一方、それに乗じて学校に実施を促す貴会の責任は何より重いものです。

## 「石原式色覚検査表」は学校で使用すべきでない

さらに、「希望調査書の例」において説明がなされていない重要なことは、検査結果の不確実性についてです。『見解』中で、検査で使用すべきと推奨されているのが「石原式色覚検査表Ⅱ コンサイス版」ですが、「石原式色覚検査表」は感度が過度に鋭敏なために、必要以上に「異常」として検出し、誤診も付きまといまいます。本来、色覚の眼科的診断は何種類もの検査機器等を使い、それに精通した専門家が実施した上で総合的に判断されるべきものです。

かつて色覚の差異のある当事者は「色の識別ができない」「間違っただけの色判断をする」と決め付けられ進学・就職の機会から排除されてきました。当時その選別の役割を担ったのが学校で義務づけられた色覚検査であり、使用された「石原式色覚検査表」です。

『見解』に添付された検査結果の「通知文例」を見ると、「問題はありませんでした」と「疑いがあるので眼科受診をすすめる」のどちらかと一方に○がついて保護者に通知されるという非常に粗雑なものです。後者に印をもらった保護者はこのような通知書を渡して終わりとする学校に、何を期待するのでしょうか。一人でこのことを抱え込み悶々と過ごすことになるのではないかと心配します。

以上、多くの問題を含む『見解』なるものによって色覚検査が教育現場に押しつけられようとして

いることに対し強く抗議します。

なお、この抗議文は本会のホームページに近日中に掲載予定です。

## 学校における色覚検査の再開の動きに反対する声明を出しました

日本眼科医会等の圧力により、全国の学校で色覚検査が再開されようとしています。こうした動きを危惧し、学校における色覚検査再開に反対する声明を出し、ホームページに掲載しました。

### 学校における一斉色覚検査の再開に反対する声明

#### I 学校現場で色覚検査が全面復活へ

児童・生徒の色覚検査については、2003年4月の改正省令施行により、健康診断項目から削除されたことは周知のところですが、長年にわたり児童・生徒の全員が義務的・強制的に、校舎内で集団的・一斉に検査を受けさせられてきた歴史が、これにより制度上は終わりを告げ、当事者の団体として大きな前進を刻するものと受け止めてきました。

ただ制度改正の直後から、眼科医の業界団体は改正への批判・復古を高唱し、一部地域では教育行政への働きかけを通じて、従前の色覚検査を存続、復活させてきました。

さらに、近年の眼科医会による執拗・計画的なキャンペーンや文科省への工作のなかで、14年4月末には新たな局長通知が出され、02年の前回通知よりさらに踏み込んで検査の奨励・促進が打ち出されました。続く6月の所管課からの「事務連絡」も手伝って、全国の大半の学校で来年度からの全面再開に向けて、こぞって準備が進められていると伝え聞くところです。

#### II 私たち色覚当事者は、こころを痛めています

色覚の差異の多くは、日常生活でとくに支障がないにもかかわらず、「色盲」という従来の呼称も相まって、社会や学校・職場で「色が見えないのでは？」といった憶測や偏見に長らくさらされてきました。また、世間の遺伝への優生意識から、婚姻などにおいて心ない差別が今も残っています。このような偏見や差別を助長してきたのが、まさに校内や就職時の色覚検査に他なりません。

児童・生徒への色覚検査については、戦前より約13年前まで制度的に実施されてきたところですが、簡易ながら検出力が過剰なまでに高い「石原表」により、日常生活でとくに支障がない大半の者まで「異常」の烙印を押され、プライバシーの確保も不十分な中で、周囲の好奇の目と軽侮の声を浴びてきたのでした。当時のもとより事前の同意など求めず、また事後的なフォローもなおざり、進路指導とは言えば進路の保障ではなく、烙印に基づく「進路の選別」にならざるをえないものでした。

喧伝されているほど「色覚による就業規制に直面」している実態は現在はなく、他方で検査で結果を早期に知らされたところで、ショックと諦めの時期が早まるだけで、規制の壁そのものが消えるわけでもありません。社会的なバリアの撤廃、ユニバーサル・デザインをこそよりいっそう進めるべきなのです。

色覚の差異は治療など元来できない以上、色覚検査とは医の世界ではなく、ふるい分けの道具に他なりません。意味のある検査があるとすれば、個別具体の職務の遂行上で必要最小限度に求められるべき色彩識別力の有無についてのものです（01年厚労省局長通知）。学校での眼科的色覚検査の復活を安易に求める今回の文科省局長通知等は、恥ずべき過去に目を閉ざすものでしょう。

#### III 児童生徒や保護者の「知らないでいる権利」

一般の色覚検査が対象としているのは先天性の赤緑色覚異常で、その原因となる遺伝子はX染色体にあります。色覚検査は実質的に遺伝情報を収集・診断しているのです。個人の遺伝情報の取り扱いについては長い間議論がありました。その中で生まれたのが「知らないでいる権利」です。

本会は、自分に色覚の差異があるのかどうかを、したがって遺伝子が一般の人たちと異なるのかどうかを知る権利について、むろん否定するわけではありません。しかしそれとともに、知ることでも

幸になる可能性があるなら、人はその情報を知らないでいる権利をもっています。知りたくない情報を強制的に知らされることはおかしいのです。

また、色覚の差異がある子のX染色体は母親に由来します。そのことは母親、それに家族にとって、知りたくない情報かもしれません。保護者にも「知らないでいる権利」があるのです。

#### IV <同意の誘導>による実質的一斉検査の策略

今回の局長通知では、教職員の責務とともに「保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要」を新たに付け加えています。さらに事務連絡では、保護者から提出を受ける「検査申込書」の標準書式（学校保健会HP内）まで示しています。それらを受けて、全国の学校現場では、提示された書式に基づき担任を通じて、すべての保護者へ校長宛の「検査申込書」が配布・回収されると想定されます。そうなれば無形の同調圧力もはたらく中で、大半が申し込むのは明白です。

それはとりも直さず、局長通知に言う「希望者に対して個別に実施するもの」という建前にすら反する<同意の誘導>と断じざるをえません。それは実質的に、かつての義務的・強制的、集団的・一斉の色覚検査の復活に他なりません。私たち色覚の当事者は断固として、これらの策動に対して反対の見解を表明する所以です。

2016年3月

日本色覚差別撤廃の会

## かわさき市民活動センターへのアクセス

### 電車でお越しの方

- ・JR南武線「武蔵小杉」駅下車 東口より徒歩3分
- ・JR横須賀線「武蔵小杉」駅下車 新南口より徒歩3分
- ・東急東横線・目黒線「武蔵小杉」駅下車 南口より徒歩3分

### 車でお越しの方

- ・綱島街道「中原消防署前」交差点を東急線武蔵小杉駅方向へ曲がり、東口ロータリーの信号を左折して、少し先の左側の駐車場にお入りください。駐車料金は無料です。
- ・障がい者専用駐車場は、「中原消防署前」交差点を曲がってすぐ左の一方通行路に入り、マンションに沿って進むとセンター入口横にあります。

## 会費納入のお願い

会員の皆さまには下記の通り今年度の会費納入をお願いいたします。同封の振替用紙をお使いください。（事務局）

正会員 : 2,000円

準会員 : 2,000円

賛助会員: 2口以上(1口1,000円)

CMS Letter 日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 49  
2016年3月19日 発行  
発行人 井上清三  
編集・発行 日本色覚差別撤廃の会